

平成27年度 第4回 小平市男女共同参画推進審議会 会議要録

日時：平成27年11月6日（金）午後2時～4時

場所：小平市健康センター4階 第2・3会議室

1 出席者

小平市男女共同参画推進審議会委員：10人

2 傍聴者

3人

3 会議資料

資料1 内閣府：第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方
（素案）一部抜粋資料

資料2 ひとりひとりが幸せな社会のために（内閣府平成27年版データ）

資料3 男女共同参画推進についての市民意識・実態調査の回収状況について

資料4 男女共同参画推進についての市民意識・実態調査 集計方法

資料5 単純集計表

資料6 クロス集計表のイメージ表

資料7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

資料8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基本方針の概要

資料9 内閣府調査との比較表

4 内容

・配付資料の確認

5 議題（報告）

- (1) 内閣府：第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）
について
- (2) 男女共同参画推進についての市民意識・実態調査の回収状況、集計について
- (3) 女性活躍推進法の概要について
- (4) 今後の審議会の取り組みについて

6 会議記録（要約）

議題（1）内閣府：第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）について

⇒資料1：内閣府：第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）一部抜粋資料

資料2：ひとりひとりが幸せな社会のために（内閣府平成27年版データ）

会 長：議題の1番目、国が作成を進めている第4次男女共同参画基本計画の作成に当たっての基本的考え方の素案が出来上がっている。国がどこを重点において進めるのかということ、自治体も受け止めて計画を作っていく必要がある。従って、市民意識・実態調査も、その視点から見る必要があるので、簡単に踏まえておきたい。事務局から説明を。

事務局：資料1の説明

内閣府は平成26年10月から第4次男女共同参画基本計画の策定に入っており、今年7月に男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）を発表し、地方公聴会とパブリックコメント（意見募集）を行った。この公聴会・パブリックコメントを受けて、多少の変更がなされ、今年度中に第4次計画が発表される予定だが、国の計画、東京都の計画を基に、小平市としてどのようにしていくかという計画を作成していくので、最初の議題として見ていただきたい。

資料1の最初のページ。

- ・内閣府が男女共同参画社会基本法に基づき作成している「男女共同参画基本計画」は平成27年度中に新たな計画を策定することとなっている。
- ・平成26年10月6日に男女共同参画会議は、内閣総理大臣から男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について諮問があり、これを受けて、男女共同参画会議の下の計画策定専門調査会において、部会である女性に対する暴力に関する専門調査会における議論も踏まえて、「第4次男女共同参画基本計画策定に向けての基本的な考え方（素案）」を取りまとめた。
- ・社会全体に広く関わる取り組みであることから、この基本的な考え方に対して、平成27年7月29日から9月14日までの期間にパブリックコメント、意見募集があり、8月から9月にかけて全6回地方公聴会が実施された。（東京開催8月）それらの意見を踏まえて、「第4次男女共同参画基本計画策定に向けての基本的な考え方」として、男女共同参画会議から答申を行い、国で策定・決定となる。

次のページは、横向きの表になっているが、第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）の概要である。これは公聴会で配布された説明資料である。続いて、目次だが、この基本的な考え方（素案）は冊子に

なっていて、ホームページでも公開されているが、その冊子の目次である。構成は、第1部・第2部・参考資料となっており、第1部の基本的な方針は1～6ページ。第2部は政策編となっており、1～12の政策の目標が各分野に設けられているので、目標のページを抜粋して資料とした。

5ページには、第4次計画の策定方針は目指すべき社会及び最近の社会情勢を踏まえ、次のとおりとするということで、10項目挙げられている。国の示す策定の方針の、10項目を見ていく。

- ・① 第4次計画は今後10年間を見通した目標と、今後5年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取り組みをまとめている。国も5年ごとに計画を作っているので、今回小平市としても、今まで10年間の計画だったものを5年間にするという方針。施策の選択と集中、推進体制の強化を通じて、真に実効性のある計画とする。
- ・② 計画における政策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るため、個別分野を3つの政策領域、「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」に体系化する。
- ・③ 3つの政策領域ごとに重点的に監視・評価すべき目標を設定する。
- ・④ 「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として計画全体にわたる横断的視点として冒頭に位置付け、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策を充実する。資料1の2ページの横の表に①～⑫までの施策があるが、①番を「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」とした理由が述べられている。
- ・⑦ 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活かすことが、今回新たに設けられている。
- ・⑧ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取り組みを強化する、ということで、小平市も、現行計画に女性に対する暴力の根絶を載せているが、更に推進する方向でいくのか検討いただきたい。

7ページからは第2部政策編で、12の政策の目標となっている。目標といっても、1ページすべて文章の長いものになっている。この視点が国の計画なので見ていくことと、国がやるべきことが載っているが、市町村にはあまり当てはまらないものが12の政策の中にはあるので、この中で小平市としてやっていく部分、検討していく部分、計画に実際に盛り込んでいく部分・内容を決めていくため、見ていただいた。各目標の説明は省略。

資料2は、内閣府と男女共同参画推進連携会議で作っているパンフレットで、

女性の活躍の推進と社会における平成27年版のデータであり、毎年発行されている。①が政策方針決定過程への女性の参画ということで各分野における指導的地位に女性が占める割合。政治分野から司法分野、雇用分野、地域分野では自治会長における女性の占める割合などが載っている表になっている。30%程度とする目標を国では設定しているので、少しずつ、去年と比べると伸びている分野が多い。②が就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合の国際比較で、③がジェンダー・ギャップ指数。スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので4分野のデータから、国際比較をしているもの。142か国中日本は104位。昨年は105位だったので一つ順位を上げたが、国際的にみると日本の男女共同参画は遅れている分野。説明は以上。

会 長 : 質問や疑問などがあれば出していきたい。

委 員 : 第4次計画で、初めて「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」というのが、トップにきているが、今までは「女性の活躍」を全面に出していた。事務局の知っている範囲で、特にこれを補うような形の説明があるか。

事務局 : すべての女性が生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することなどにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できること、ということは第3次でも入っていた内容だが、女性がもっと様々な分野に進出して30%とする目標がある。「女性が、女性が」と言われているが、それだけでは足りないという考え方があるのだと思われる。男性職場と言われてきた分野にも女性が進出しているが、考え方・成り立ちが男性中心の残業ありきだったり、設備が男性専用だったり、日本の家庭環境として、何となく家事は女性、仕事に行き収入を得てくるのは男性という固定的役割の考え方もあって、それを良しとする考え方。それが正しいと思って生活してきた中で、女性の活躍・女性の力が必要だという話になっている。男性の考え方も変えることが必要で、男性も女性が今までやっていた家庭の中での家事や介護を分担しながら、制度を使いながらやっていくには、考え方を変えていただかないといけない、ということが、国が示している内容ではないかと思う。

委 員 : 今までは男性の牙城、女性の出城、という感じを、今度は直接、男性の本丸というか、そこに乗り込んで、その中からでも女性の活躍・男女の活躍が出来るようにしよう、という考えでよいか。

事務局 : 女性の中でも、進出していったほうが良いと考える方と、そうではないと考える方もいる。本人の意思により選択できるということが大事。今までは女性がいない職場などは女性が入る余地がない状態だったが、様々な考え方があって、男性も少しずつ考え方を必要があるということを示しているのではないかと思う。

委員 : 端的に、この国はどちらの方向に向いていくのだろうと、難しい資料だと思った。気になったキーワードは、税制の問題や社会保障制度が、これから改正されていくであろうということと、女性に対する暴力の根絶の、予防教育と関係法令の整備ということ。認識があっているか分からないが、これをされたところで、この地方行政として、私たちのような末端の一市民にどのどれだけ周知されるのかという疑問がわいた。

会長 : 税制や社会保障面では、男女の格差に対して中立というか、どういう選択をされても、中立的に機能するように転換していき、制度自体が働いている女性が不利になるような形にならないような方向性をより強めていくことを言っている。地域の役割としては、一つは国の基本的な、法律的な枠組みが、そちらのほうに移行していくことを受け止めていく。より市民ひとりひとりが理解していくことを、意識啓発という言葉があるが、もっと力を入れていく面と、地域で実現していたり、地域で実現できることについては、具体的に姿を作っていくというか、両方の取り組みで理解する人を増やしていくということではないか。その両方が必要で、勉強的な面・意識啓発的なことも欠かせないが、人間は体験しないと分からないということがあるので、そういう例を作っていくこと。

委員 : いつの間にか制度的なものが変わっていて、末端の一市民としては、変わっている社会の現状に気付かずに生活をしているパターンが往々にしてあると思う。主人の勤めている職場から「こう変わりました」と聞かされるパターンもあるだろうし、住んでいる自治会等から「こういう面でも取り締りができるようになりました」というようなお知らせが来るかもしれないし、と色々なイメージをしてみたが、改正されたのであれば、私たち自身が早くそれになじんでいくというか、そういう意識をもっていけるのだろうか、という疑問がある。

会長 : そこが一番大事なところだと思う。法律や方向が示されたときに、これは国民、市民みんなで実現するものなので、法律をこう変えたというアピールを日本はせずに、国が法律を変えたのでみんなやりなさいというアピールになっている。そこがアメリカとの違い。「こう変えます」なぜかという「みんなでこういう方

向で社会を作っていく方がいいでしょう」「みんなで取り組む課題として法律を変えます」という、本来、共同参画は特にそういう性格を持っている。こうしていったほうがより男も女もいい形で生きていく社会になっていくので、みんなで取り組んでいく方向として、法律としてもこう定めますということで、小平市もアピールしていく。国の法律が変わったから小平市の条例も変えるということではなく、国の法律が良い改正をしたので、より市民として取り組んでいくために条例も変えるという提案が出来ればと思う。

委員：人は、体験しないと分からないことがたくさんあるが、それ以前に、知ることすらできていないという人がある。果たして、そういった制度について、みなさん知っているのかなど。個人的に思うのだが、特に男女共同参画的な情報は、「知らない」という人が結構いて、意識して情報を取りにいくにしても、啓発的なことや教育的なこととか、じわりじわりと身近に感じるようなアプローチがなかなか難しいのではないかというのが感想。身近な問題として感じられるような情報の得方、法律がこう変わりましたといっても、自分事ではない、なかなか盛り上がっていかないのではないか。

委員：男女共同参画社会が進んだら、個人ひとりひとりがどうなったら、男女共同参画が進んだと感じるか、と考えたが、感じ方は人によって違うと思う。後々になって、これが素晴らしかったということが分かることも大事だが、一般市民にとっては、一年後にこんなふうになった、地域がこんなふうになった、男女共同参画社会っていうのは今までと違って、こういう点がいいことがあるんだな、と感じられるような施策というかやり方があると、市民の協力が得られやすいのではないかと思う。

会長：7ページ以降の目標を資料とすることを、会長としてお願いした。どういうふうに今の状況を理解して、どういうところに進んでいったらいいか、という短い文章で整理されているので、先ず、ここをよく読んでいくことがいいかと思う。ビジョンか書いてあるので、時間のある時にさらにじっくり見ていただきたい。議題1については以上。

議題（2）男女共同参画推進についての市民意識・実態調査の回収状況、集計について

⇒資料3 男女共同参画推進についての市民意識・実態調査の回収状況について

資料4：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査 集計方法

資料5：単純集計表

資料6：クロス集計表のイメージ表

資料9：内閣府調査との比較表

会 長：続いて、今日の中心議題である「市民意識・実態調査」について単純集計まで作業が進んでいるので、最初に事務局のから説明をいただいて、メインは単純集計を見て率直な意見を出してほしい。それに多くの時間を使い、この後の報告書の取りまとめについてもご意見をいただきたい。

事務局：資料3～6と9になる。

資料3は、「男女共同参画推進についての市民意識・実態調査」の回収状況。

9月7日に発送し、9月28日を締切日とした。回収結果は資料3の4番になる。2000通の発送だが、転居先不明等で市に戻ってきたものが7通あったので、1993通のうち、調査票を返送いただいたものが718通、この中で、自由意見欄に記入はあるが、設問に回答がなかったものが1通あったので、717通を有効回収数として発表させていただく。36.0%の回収率である。

(10年前に行った前回調査では49.1%)お礼状を10日後に発送行した。お礼状の発送後にもかなり多くの返送をいただいたので、効果はあったと考えている。

また、調査票が届いた方には男女共同参画に関心を持っていただけたということ、実態調査としての目的は達成できる数の回答をいただいたと、報告させていただく。調査期間中、問い合わせの電話も多くいただいた。「80歳を過ぎているが男女参画について回答をしたほうがいいのか。次の世代の人が答えればいいのか」といったような、年齢の高い方や、18歳で「まだ学生なので分からない」といった問い合わせには、「ご家族の方と一緒に見ていくのもいいので、ご回答ください」とお願いした。様々な反響のお電話をいただき、回答をお願いし、「もう一回見てみる」という人もいれば、「義務じゃないですよ」というような方もいた。アンケートが届いた方は、受け止めていただき、いろんな設問を見ていただけたのではないかと。今年は、男女共同参画も含めて4つの調査を行っているが、国勢調査もあり、みなさんお忙しいのか、たまたまなのか、以前よりは回収率が低い。男女共同参画については30%を超える回収率だったので、調査としてはたくさんの方にお答えいただいたというのが感想である。

資料4は、問1～30までである中で、問と問を縦軸と横軸において、設問を掛け合わせクロス集計をしていくものに○がついている。例えば、問1と問2の縦横見ていただくと、○があるので、この間で答えた方はさらにどういった回答をしているのかというまとめ方をしていく。この結果は、資料6のクロス集

計表のイメージ表のとおりにまとめ集計していく。

資料4はかなり〇がついているが、調査報告書には、全部入れられないくらいボリュームがある。今後分析していくときには見ていきたいが、調査報告書にはボリュームが多すぎるというところもあるので、ご意見いただければと思う。資料5は単純集計表で、一つ一つの設問にどのように回答した方がどれくらいいたか、というものになっている。特にどういう傾向が見られたか、委託事業者に簡単に説明してもらおう。

回答者の属性で、若い世代、18歳、19歳、20代の方の回答を多くいただくために、発送の際に重点を置いたが、予想以上に若い世代の方がたくさん返送してくれた印象である。逆に、60～64歳の方からの返送が少なかった。75歳以上は100歳くらいまでお願いしているので、中には「問題を読める状態ではないので回答しない」という電話をいただいた方もいる。子育て世代の回答、40・50代の回答は概ねいただけたと思う。働き方や子どもの有無など前回の調査にはなく、今回入れた設問の回答状況でも、一定数をいただいているので、今後分析の中で見ていきたい。

最後の設問の地域だが、西武多摩湖線の線路で、西側と東側に分けた。だいたい半数である。今後、西側の地域と東側の地域の方の答え方・感じ方で、明らかに違うものがあれば、報告書に入れ、違いがなければ、小平市としてほしい同じ意見ということで見ていく。

資料9は、国の調査と比較できるものをピックアップしたもの。問17、問23、問26、問27だが、内閣府の調査と条件が一緒ではないので、単純に比較できないと説明があると思うが、その中で傾向としてみていけるものになるか。小平市は「わからない」という回答が多いというのが感想である。

委託事業者：調査票どおりに単純集計表を作った。調査票の形と、集計の形を変えているのは、問3の平日の生活行動。第1位に選ばれたもので比較しても分かりにくいので、例えば仕事では、仕事について1位2位3位と挙げている人がどれくらいいるか、という集計にした。仕事を挙げた方の中で、平均時間がどうなっているか算出している。これを基に考えていただければと思う。調査票の後半になるにつれて、調査に飽きたのか、それとも、どうしてもこの問に答えたくない方がいたのか、無回答が増えている。また、この問ではこの選択肢が選ばれるだろうという、全国的な傾向が出ていると感じた。

資料9は内閣府の調査との比較だが、内閣府は面接調査なので、基本的に無回答は存在しない。面接調査では無意識に、自分をよく見せたいという意識が働くのか、良い方向に答える方がいるので、参考程度に見ていただきたい。問23については、調査方法が似ているので、比較になる。問17の「女性

が出産や介護などによらず活躍するため必要なこと」のグラフでは、子どもを預けられる環境の整備が一番多く、国も小平市でも高い数字が出ているが、「介護支援サービスの充実」では、国と小平市に大きな差が出ている。市民意識・実態調査では、若い方の回答が多いが、それでも「介護支援サービスの充実」を求めている方が多い。問23のDVに対する認識だが、「平手で打つ」「足でける」という身体的な暴力については、小平市のほうが国に比べて低い数字が出ている。「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」については、国よりも意識が高い。問26、問27では小平市では「わからない」と答えた方が多いので、面接調査と郵送調査の違いがあるが、実体験として意識したことがなくて「わからない」と答えた方が多いのではないかと感じた。

会 長 : それでは、調査票の大項目をいくつか区切って意見を出し合っていきたい。まず、問1から問13まで、家庭関係、仕事と子育てのところにご意見を。

委 員 : 現段階では概要ということだと思うが、男女別・年齢別の形でないとここでの議論にならない。問2の中で「上記のどれにもあてはまらない」が32%もあったというのが、設問を作成したときに考えられなかったかと残念である。

会 長 : 「上記のどれにもあてはまらない」が問2で多かった。性別・年齢で数字が出れば分かることがあるかもしれない。男女の役割の理想と実際については、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護を平等に分担する」の理想と現実の差が相当ある。

委 員 : 内閣府とか他の自治体と比較したいということでやってきたが、前回調査と同じような設問がある場合の比較はするのか。

会 長 : 一定程度は比較する。問3の平日の生活行動を見ても、仕事を一番に挙げている人が60%を超えていて、12時間以上働いている方がかなりいる。性別年代別をみると、どのあたりがすごく働かなければならなくなっているのか分かると思う。問5では、「(7) 女の子も経済的自立ができるように育てた方がよい」で「そう思う」55.9%、「どちらかといえばそう思う」33.6%というのは、全国的にこのような割合か。

委託事業者: 全国で同じような質問をしている調査がないので、比較はできない。

会 長 : 合わせて90%近いので、そういう方向でいったほうが良いと、大半の人が考え

ていることになる。

委員：問5「(6) 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方がよい」をみると、「どちらかといえばそう思う」「そう思う」という人が4割を超えている。これと他との関係を見ると、いろんな選択があって、迷いがあると思う。実際はどんなところを考えているのか、深層というのか、実態というのか、そういったものを捕まえるのも男女共同参画の推進。みなさんの意見を問う上で非常に重要になってくると思う。

会長：理解の幅がある。

委員：男女共同とは違うかもしれないが「(3) 結婚しても子どもを持たないというのも、ひとつの生き方である」で「そう思う」が結構多い。ショックではなく、一つの生き方と思うが、その後の質問とどうリンクするのか、子どもを持たなくてもいいという女性が多いのか。国の指針なども女性を大事にしているが、子どもを持たなくても男の人と同じだけ幸せになれると思っているからか。昔は結婚して子どもを産み育てることが女の幸せだったが、意識が変わってきているから、子どもを持たなくて、男と同じように働いて、経済的に自立して、学歴を持っていることがリンクしているのであれば、子どもが減るので、さびしいという感想。結婚されている方の回答なのか、独身の方の回答なのか、見ないといけない。小平市の人口は今は増えているが、何年か後には下がる。私たちがおばあちゃん世代になったときには半分以下になると市長がこの前話されていたが、せつかく男女共同参画できる社会になっても、と思った。

委員：10年前の資料、これは報告書には載っていないが、20代30代の出産・子育て世代の女性も男性も含めて、共通的なものがある。まず、自分のことがやりたい。女性が特に強い。出産とか育児がキャリアにマイナスになるというのが、他の年代に比べて高いということが読み取れる。

委員：子どもを持たないというのは、実際に子どもがいない方も回答しているし、現在子どもがいて、育児が大変で「子どもを産まなきゃよかった」という人も回答していると思う。そういったことが全然わからない。この数字は、内容は色々あると思う。なんでこういう数字が出てくるのか考えるのも一つかと思う。両方合わせるとかなりの数なので、未婚の方だけでなく、育てている方も含まれていると思う。

委員：昔は子どもを産めないお嫁さんは実家に帰れ、という位の勢いだったが、それも許容する社会になっているのが、ある意味、男女共同参画社会であると思うので、それが浸透している意味ではいいとは思う。

委員：問5の(3)について、自分自身が結婚して子どもを持たないという考え方が有りか無しか、という考え方ではなくて、そういう意見の人が周りにいても、それが有りか無しか、ということの意見で多いのかと思う。昔の考え方とは時代の流れで変わってきたということになるか。

委員：問8-3の職場の男女差別は、前回調査に比べると10ポイントほど改善されている。平成12年が39%、平成17年が40%、今回は49.8%なので、着実に改善されてきていると思う。

会長：次に、問14から問20までのところについてご意見を。

委員：問18の地域活動のところ、意外に地域活動への意欲がある、と思ったが、自分のこと、趣味・スポーツとかに興味があつて、自分を充実させたいんだなと感じた。その上で、子どもをみて、お年寄りもみるというのが、数字的に見える。今もやっているし、これから先もやっていきたいというふうになっている。地域に関心がないわけではないことが分かった。これも、男女別でみたい。

委員：問18も無回答が多い。2割を超えている。平成17年は30%だったが、今回は高齢者の回答が少なくなったので、20%に落ちているのか。地域活動に参加する条件ということで、時間のゆとりやお金という点がとても厳しいというのが回答から分かる。自分が現役だったころを思えば、このとおりかと思う。特に時間的に。

会長：問15のワーク・ライフ・バランスのために職場に望むことで、「有給休暇を取りやすくする」が、一番多く50%もある。有給休暇が取りにくいという実情だ。

委員：ワーク・ライフ・バランスについての、この調査と離れるかもしれないが、女性が社会進出することが男女共同参画の一つかと思うが、家庭の中で考えると、女性が社会進出して、バリバリ働きたいとポジショニングしていったら、どんどん上がっていった場合、逆に男性の仕事量は昔と変わらず、家庭でその負担を誰がするのかということになり、お互いにかつかつになってしまい、子どもを産めなかつたりしているのかなと思う。女性が社会で立場を確立するこ

とも大切だとは思いますが、相手方の男性の働き方について見直していかないと女性だけを上げていっても子どもが減るといことになると思う。

会 長 : 国の計画に挙げている、ワーク・ライフ・バランスの場合には、日本社会全体的に、こんなに働かないで、もうちょっと暮らしとかを大事にする時間を定期的にもって、イメージ的には午後6時にはお父さんお母さんが家にいる、ということである。夏だと明るいうちにビールが飲める幸せ、というのが、普通になればいいな、という感じだと思う。そうならないとワーク・ライフ・バランスにならない。両方が働くようになれば労働力が増えるので、そうなるはず。技術革新も進んでいるので、本来ならそういう方向に行けるはず。

委 員 : みんながそう思っていればいいが、問16のほうから見ると、「預けて働こう」「支えてもらって働こう」「頑張っって働こう」という感じがする。問16、17も、とりあえず誰かに預けて、それから自分自身を充実させ、まずは働くためにどうしよう、ということが見える。一回働き始めなければ何にもできないと思うのは当然だが、みんなで午後5時に帰ろうと国が言っていないので、「この施設が必要だ」とか、「男女共同参画するためにはこうしていかなきゃいけない」、男女共同参画＝女性が働かなきゃいけない、という考え方になっている。うまくこの政策を伝えないと、間違っった、「保育園を増やせば解決する」といった方向になってしまう。

委 員 : 仕事をしたいと就労しても、就労先の制度が機能していないとうまくいかない。問15のところで、一番多いのが「有給休暇を取りやすくする」だが、三番目に多いのが「育児休業・介護休暇を取りやすくする」である。介護休暇についてテレビなどでもよくやっているが、なかなか取れる会社が少ない。先日、友人のご主人が亡くなられて、息子さんは介護休暇がある会社だったので、二週間ほど、24時間家族で付き添って、自宅で看取れたから幸せだっったとお聞きしたが、そういうおうちが増えるといいと思った。育児休暇すらなかなか取れないから、介護休暇はもっと取れないと思うが、理想的な会社経営をしてくださるといいと思う。

委 員 : 国でも有給休暇の取得率を促進する、会社でこの期間は計画的に取らせなさい、という流れになっているが、一般的にいつて、大企業以外は有給休暇すら取り難い雰囲気の家社が多いと思う。ましてや、育休はともかく、介護休暇は取り難いですよね。育児休暇は1歳とか先が見えているが、介護休暇はどういった状況になるか分からない。いつが終わりか分からなくて、かつ日数が極めて限定的・制

度的なので、本当に必要な時まで取っておこうという考え方がある。ワーク・ライフ・バランスというのは、今後、男女共同参画を進めていく視点の中では重要だと思う。

委員：制度的とか国の支援、市の支援という形で見えてきているが、例えば年休が取りやすい会社、といったものもあるが同時に仕事量が増えているので、与えられた仕事を時間内で片づけるなど、個人個人の能力を上げるということも大切だと思う。ある意味で、怠けてとは言わないが、普通に仕事するのではなく、ある程度一所懸命仕事をして、更にその仕事をもっと短時間で、自分の人生にとって望む方向に行くためには、実現が難しい国の施策や会社の制度変更を待つよりも、自分で出来ることを積極的に取り組んでいくことも大事ではないか。

会長：次に、問21～25の男女平等教育、DVの関係の問と、男女平等関係の問についてご意見を。

委員：この調査の中で一番びっくりしたのが、DVに対する認識だった。「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」も含めて、結構な数の人がいる。もしかしたら男性の回答が結構な数を占めているのかもしれないが、「平手で打つ」とか「足でける」ということが「暴力に当たらない場合もある」という人達がいるというのが、衝撃だった。人権にかかわる視点だと思うので、認識を高めていく努力が必要ではないか。

会長：前回、女性相談の担当の方から伺った学習会についても含めて意見があれば。

委員：DVに対する認識は、夫婦間だけでなく、例えば子どもに対してというのも、もしかして入っているのでは。「平手でうつ」だと、もし子どもに対してだったら、悪いことをしてどうしても許せない時ということであれば【叱る】ということでは理解できる。夫婦間ということだったら、「平手で打つ」のが「暴力でない場合もある」という回答に男性が多いのか、気になるところ。やられる側なのか、やる側なのか。その辺の認識の違いか。

会長：男女別が大事ですね。

委員：設問には「配偶者や恋人の間」と入っている。

委員：問24-1の相談件数は少ないのではないかと。学習会の話聞いて、また、問

24からの結果を見て、助けを求めている人がいるだろうな、と思った。自分の仕事は女性のお体を触る仕事で、あざがある状態で来られるお母様がいる。でも、どこに相談していいのかわからないという方がいる。相談しなかった理由の「相談する人がいなかったから」だったら紹介できると思うが、「相談しても無駄だと思ったから」という答えがやっぱりある。市としての取り組みで、もう少し何かできればいいと思う。女性相談室が市の施設の中にあるので、すぐ行きにくい、というお客様もいる。そこに行くこと自体がDVを受けている証明になってしまう。意外とDVを受けている方のご主人は体裁を気にされる方が多く、「エステサロンで綺麗になってこい」とお金を出すので、そういった場所には出入りしやすい。美容院、ネイルサロン、エステサロン、ましてや子どもを預けて行けるところや、保育付きの料金の高いところは逆にしやすい。お金がなくて、そういうことになっている家庭もあるが、そういった家庭については学校からお子さんの洋服がおかしいとか、ご飯を食べさせてもらっていないということは端から見ても分かるので、PTAとしてわかりやすい。お金持ちの方は意外と分からなくて、なおかつ市のところに来るのは、体面的に許さないというご主人が多いので、経済的に恵まれているのに、「そんなふうにする自分が悪い」、「自分に落ち度がある」と思ってしまう、相談しても無駄だと思ふ、ということが回答数にも出ている。717人という少ない回答の中で、46人の人が相談しなかったと答えていて、あと何人市民の中に暴力を受けているのに相談できない人がいるのかと思ってしまう。もう少し予算を割いて、女性相談カードを配るだけでも違うかなと思う。

会 長 : DV相談のアプローチの問題は、最終的には市役所に到達するにしても、その途中を丁寧に、ネイルサロンなどに相談カードを置くなど、相談を必要としている人の実情に合わせる必要があるというご意見をいただいた。

委 員 : ハードルを下げることは必要。

委 員 : 女性相談カードは公的なところにはあると思うが、女性がよく行くようなところにもっと置いたほうがいいと思う。

委 員 : 広報誌「ひらく」の置き場所も公的なところだけではなくて、普通の人が行くところに置いたほうがいい。

委 員 : DVのアンケート結果をみて、この前の学習会でのお話が数字的にも結びつくと思った。窓口に行く人は初期段階ではなくて、追い込まれて藁をもすがら

持ちで行っていると思う。女性相談室に行くにはものすごく勇気がいるし、相談員に相談しても無駄だと思ったとか、行って実際どうだったかは分からないが、行ってすぐに解決が出来ないというのも分かっているので、なかなか足が向かないのかなと思う。この数字から、この前お話を伺ったことがよみがえるような感じで、お話を伺っておいてよかった。

委員：相談するほどのことではないと思ったからという人が半数。相談窓口に行く方は、かなり切羽詰まった方が行くのかなと思う。初期段階の方は、「自分さえ我慢すればいいや」とか「相談しなくていいや」という気持ちになっているのが数字で分かる。

委員：それだからこそ、DVだということを、こういったこと、こんなことでもDVに当たるということをくり返し広く周知する必要がある。
「平手打ちでも」DVにあたると。

会長：次に、平等意識は省略して、行政への意見の反映と、施策の認知についてご意見を。男女共同参画の施策の認知度は問29にラインナップしたものの「いずれも知らない」というのが55.8%という数字が出ている。

委員：子育て相談、子ども家庭支援センターとかは、認知度が圧倒的に多いし、こういうものだ、という感想。あと、いずれも知らないが約5割を超えている。私も審議会委員として出てくれば知る機会も増えたりするが、委員になる前は「いずれも知らない」というところに○をつけたらう。

委員：ひとつひとつの名前が認知されなくても、よく「後援：青年会議所」とか書いてあるイベント自体には参加したりするので、そういったことで認知度が上がっていけばいいと思う。行政にこうして欲しい、という意見は出ているので、他の名前が知られて、結果、小平市が政策としてこういうことをしているということが知られればいいのではないか。

会長：イベントに実際に参加していたり、体験できていけばいいということか。

委員：細かいところは知らなくてもいいのではないか。

委員：行政のところから話が飛ぶが、問28-1の「女性の能力に対する偏見がある」という回答が46.8%もあるが、前のページの問27で「(2) 職場」の「どちら

かといえば男性の方が優遇されている」が 41%で、これも似たような感じだ
と思う。女性の偏見があるのと、男性のほうが優遇されているというのが、似
たような傾向で出ている。と思う。反面、問 8－3 の職場の男女差別という
ところで、「男女差別と感じられることはない」という人が 49.8%もあって、職場
の中で差別は感じないが能力に偏見というか、どちらといえば男性優遇とい
うのがある。問 28 は行政に関してのことだが、いろんなところで反対の意見
があると思った。

会 長 : 職場では比較的女性がたくさん働く、同数とか、役割を担っていけば、だんだ
ん対等にやっている環境になっているが、政治的なものとか、地域社会の運営
的なものはまだ熟年世代の男性中心で、そこを占めているということか。そ
こが時代の趨勢として進んでいない。

委 員 : 問 28－1 は全部に結構な〇がついていて、みなさん行政に対して文句がたく
さんあるようだ。

会 長 : 決定過程の参画のところを考える上では、問 28－1 は色々と大事な問題があ
ると〇がつくのではないか。

委 員 : その前の問 28 では半分の人が反映されていると考えていて、半分の人が反映
されていないと、拮抗している。ある意味で、こんなものかな、と思う。

委 員 : 男女の差か。

会 長 : 以上、駆け足だったが、単純集計についてみなさんのご意見をいただいた。今
後の、具体的な集計等について、資料 4 の表になっているものについては、デ
ータ的には全部出してみようということか。その上で、報告書の場合には全部
は入れられないので、選んでいかざると得ない。元データ的には、クロス集計
できたものは皆さんにお配りすることとしたい。せっきくのデータなので、報
告書は一番のポイントをしっかりまとめるとして、今後の審議会で活用できる
データとして、持っていれば、何らかの事情で報告書に載らなかったものでも
大事な数字が見られるのではないか。

委 員 : 問の中で項目がたくさん分かれているところがあるが、数字がたくさんで見に
くいので、表の中に区切りの線を入れてほしい。

会 長 : 報告書ではできるだけグラフにしたり、単なる数字ではないものを入れていく。

委 員 : 事務局が一番初めに言っていたが、小平市では「わからない」と答えている方が多い、そこをどう捉えていくか。結構、多いので、「わからない」には深い意味があって「わからない」と答えているのかどうか。興味深い。

会 長 : 限られた時間の中での報告書作成なので、どこまで留意して見るか。

事務局 : 自由意見欄を参考にしてみたい。

会 長 : 調査のとりまとめ方について事務局から。

事務局 : ご意見ありがとうございました。男女別、問と問いのクロス集計を見てみたいという意見をいただいたので、その点を中心に分析する。文字数、ページ数の制限があるので、全部は入れられないが、ここはどうなっているのかといったご意見をいただいたところについては、グラフなどで報告書に入れつつ、みなさんにも見ていただけるようにしていく。報告書の作り方については、今日から一週間、11月13日金曜日ぐらいまでにご意見をいただければ、反映できると思うので、メール・FAX・お電話でいただきたい。報告書は、12月初旬までには校正を終えて印刷に入り、12月末には報告書完成というスケジュールである。表やグラフだけではなく、文章も作っていくので、見ていただくタイミングが作れば見ていただくこととし、会長・副会長の承認の下、事務局一任で報告書の作成をするということをご理解いただきたい。次回の審議会には、報告書を配布する。

会 長 : 報告書の取りまとめについては、事務局から段取りの説明があったが、この形で進める。

議題(3) 女性活躍推進法の概要についてについて

⇒資料7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

資料8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基本方針の概要

会 長 : 3つめの議題について説明を。

事務局 : 資料7と8を説明する。

概要になるが、8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定

された。女性活躍法と略して呼ばれており、新聞報道等にも出たので、委員の目にも留まったのではないかと思うが、目標とするところは、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であり、このために、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るということ。以下の3つが示されている。

- ・「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること」
- ・「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること」
- ・「女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」

国は、高齢社会、人口減少に向けて、働き手、人口自体は減っていくが、介護等に関する仕事など、今でも人手不足と言われている職業では更に不足するのではないかと、ということで、女性で、働く意思を持たれている方には働きやすいものにしていきたいということ。資料2の中にも、「現在、働きたいという気持ちがあっても働いていない」という人が300万人いるということが公表されている。しばらく仕事から離れてしまったので勇気が出ない、仕事の探し方がわからない、見合う職業がないなど、様々な理由があると思うが、300万人の、働きたいという女性が働きやすくなるようにするということが大目的のようだ。その基本方針の閣議決定があって、地方公共団体、市役所にも、基本方針等の策定の努力義務が課せられた。女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定する。これはしなければならぬというものではないが、努力義務である。

次に資料7の真ん中だが、事業主行動計画の策定等ということで、労働者が300人以上の事業主は、市役所も含めて、事業主行動計画の策定が義務付けられ、平成29年4月1日から施行する。こちらは義務となっている。「ハッピー小平」という市役所の中の子育て推進の方針が策定されたが、これは子育ての法律に基づいたもので、今度は女性活躍法の推進に関するものを作らなければならない。女性の活躍に関する状況の把握をして、改善すべき事情について分析をし、その中で、【参考】のところ①～④までであるが、その中のひとつについて数値目標を作りながら、計画を作りなさいとなっている。市役所職員に関する方針については職員課が担当している。教育部、市と独立している監査事務局や選挙管理委員会などの組織についても作ることにしているので、連名で作っていく方向であると聞いている。新しい計画が出来た段階で、皆さんにも見てい

ただ、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置ということで、国や地方公共団体は相談・助言等に努めること、地域において女性活躍推進に関する協議を行う「協議会」を組織することができるという10年間の時限立法となっている。

資料8は、基本方針の概要で、基本方針の位置づけは女性活躍推進法第5条によるものであり、国の施策・地方公共団体の推進計画の策定にあたって基本的な考え方を示すもので、考え方と役割分担・事業主の取り組みにかかる視点が載っている。事業主行動計画は労働者300人以上の事業主は全て作るということが義務づけられたので、市役所だけでなく民間企業も作っていくことになっていて、労働者300人以下の民間事業主については努力義務となっている。法律の概要については以上である。

会 長 : 小平市としては、作成が義務付けられた計画は作るということになる。

委 員 : 努力義務について説明をお願いしたい。

事務局 : 策定する期限が決まっているものが義務で、努力義務は市としての考え方が定まったところで作ったほうがいい、と国が示しているが、作らなければならぬと決まったものではないもの。

会 長 : 絶対しなければいけないとはいっていないが、そういう方向でやりましょう、ということ。男女共同参画推進計画を考えていく上では、市職員の皆さんが計画を考えていく。大きな法律ができたので、市役所が何に取り組まなければならないかをお伝えいただいた。

議題(4) 市民意識・実態調査の分析方法の検討

会 長 : 今後の審議会の取り組みについて会長から提案する。

市民意識・実態調査の取りまとめについては、年内に完成というスケジュールの関係で、もう一回審議会を開いて検討することは現実的ではないので、会長・副会長と事務局がまとめ、審議会が責任をもって関わったほうがいい部分については関わって進めていく。委員から意見をいただいたほうがいいと取りまとめ上判断した場合は、13日の期限に関わらず呼びかける場合がある。市民意識・実態調査に関するまとめについてはお任せいただきたい。

2つ目は、今後の審議会について。今年度はあと第5回と第6回を開催する。

第3次の計画づくりそのものは来年度新たに発足する審議会の役割だが、この2年間、当審議会として取り組んできたので、条例19条にある市長に対する意見を提出することとしたい。これまで、現行計画の実施状況を評価したり、実態調査に係る学習会や議論も重ねたので、それを基に計画を作るとしたら、こういう視点とこういう視点、またはこういうことに留意、きちんと踏まえたものにしてほしいという、意見書を作成する。この作業に第5回と第6回を当てたいと思うので、引き続き、ご賛同・ご協力いただきたい。

3つ目だが、今後の学習会について。今年も押し迫ってきたが、事務局の都合等も勘案して、1回目が12月18日金曜日ないし19日土曜日あたりで講師と調整したい。仮の案として2つのテーマを考えている。2回目は、審議会は終了しているが、3月頃。意識調査の結果等も出ているので、昨年講師をしてくださった内藤先生にもう一度おいでいただいて、学習会を開催したいと考えている。正式な審議会の取り組みということではないが、是非お時間のつく限り、ご出席いただければと思う。

事務局 : 会長からお話があった学習会については、講師の都合を確認次第連絡する。自主参加となるので、報酬はない。次回の審議会の日程は、開催通知でお知らせしたとおり、来年1月15日金曜日。最後の第6回の審議会は2月9日火曜日としたい。会場については、現在、中央公民館を予定しているが、時間などは通知で確認して欲しい。

会 長 : 学習会については改めて連絡する。次回の審議会は、平成28年1月15日金曜日の2時から。
以上で、第4回審議회를終了する。